

児童扶養手当制度について

☆この制度は父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

○手当を受給できる方

日本国内に住所があり次のいずれかに該当する方

- ①父母が婚姻を解消した児童を養育する方
- ②父又は母が死亡した児童を養育する方
- ③父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育する方
- ④父又は母の生死が明らかでない児童を養育する方
- ⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童を養育する方
- ⑥父又は母が1年以上拘禁されている児童を養育する方
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童を養育する方

※ 次のような方は手当が支給されません

児童が

- ・父又は母の死亡について支給される公的年金又は遺族補償を受けることができるとき。
- ・児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
- ・父又は母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき。

父又は母若しくは養育者が

- ・公的年金給付を受けることができるとき。
- ・婚姻の届出はしなくても事実上婚姻関係（内縁関係等）があるとき（父又は母に限る）。

○手当の額

・児童1人の場合（月額）

全部支給 … 41,140円

（平成26年4月から41,020円）

一部支給 … 9,710円～41,130円（平成26年4月から9,680円～41,010円）

＊前年中の所得額に応じて支給

・児童2人以上の加算額（月額）

2人目 … 5,000円

3人目以降1人につき … 3,000円

○現在支給されている方

受給継続には、毎年8月に現況届の提出が必要です。提出されない場合は、支給が差し止めになりますのでご注意ください。

また、転出等される方は、必ずいきいき健康推進課まで届出てください。

<お問い合わせ先> いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ ☎28-5800

むつ総合病院から面会時間の厳守のお願い

お見舞いに来られる方は、入院患者さんへの感染防止と心身の負担軽減、周りの患者さんへの配慮のため、面会時間を守ってくださるようお願いいたします。なお、感染症などの流行状況や診療、看護の事情により面会を制限する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

面会時間：午後1時から午後8時まで

<お問い合わせ先> むつ総合病院総務課 ☎22-2111